**○訪問介護(生活援助中心型)の回数の多いケアプランの届出について**(相生市)

　「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11 年３月31 日厚生省令第38 号）」の一部改正に伴い、平成30年10月1日より、利用者の自立支援・重度化防止や地域資源の有効活用等の観点から訪問介護における生活援助中心型サービスの利用回数が基準回数を超えるケアプランについて、保険者への届出が義務付けされたことになりました。

　これに伴い、１月あたりの回数が基準以上となる場合について、以下のとおり期限内に届出を提出してください。

**１　提出書類**

（１）訪問介護（生活中心型）の回数が多いケアプラン等届出書（別紙様式）

（２）添付書類

　・フェイスシート

　・居宅サービス計画書（「第1表」～「第３表」）

　・サービス担当者会議の記録（第4表）

　・利用票、利用票別表（基準回数を超えている月の分を提出）

　・訪問介護計画書

　※添付書類は写しを提出してください。（第1表は署名のあるもの）

**２　提出時期**

　平成30年10月1日以降に、利用者の同意を得て交付（作成または変更）した居宅サービス計画により、基準回数以上の訪問介護（生活援助中心型）位置付けたものについて、翌月の末日までに提出してください。

**３　検証等取り扱い**

　・提出された居宅サービス計画等は、原則翌月の地域ケア会議（ケアマネ支援会議）で検証します。

　・届出の提出がなくサービスを利用した時又はサービス利用に妥当性が無いと判断した場合は、保険給付の対象となりません。

　　※届出内容について、問い合わせることがあります。

　　※必要に応じて、作成した介護支援専門員に出席を求めることがあります。

　・検証後、結果通知を担当介護支援専門員へ送付しますので、居宅サービス計画と合わせて保管しておいてください。

　　なお、結果通知において、見直しが必要と判断された場合や地域ケア会議からの意見が付された場合には、検討の上結果を1か月以内に報告してください。（様式任意）

**４　留意事項**

（１） 介護保険制度の訪問介護の基本方針に「要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行うものでなければならない。」と規定されていることから、訪問介護事業者及び居宅介護支援事業所の介護支援専門員は、適切なアセスメントに基づき、居宅サービス計画を作成すること。

（２） 介護支援専門員は、居宅サービス計画に厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護（生活援助）を位置付ける場合にあっては、利用者の自立支援・重度化防止や地域資源の有効活用や訪問介護利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由を記載すること。

（３）居宅サービス計画の作成に当たっては、訪問介護及び居宅介護支援に係る指定基準を遵守すること。

**５　提出及び問合せ先**

　相生市長寿福祉室　（相生市総合福祉会館１階）

　TEL ：　0791-22-7124

　Email： kaigohoken@city.aioi.lg.jp